

# 第 6 回

# 山口県中部1市4町 合併協議会

## 会議資料

日 時 平成17年8月25日（木）14時～

会 場 小郡町公民館 3階講堂

## 会 議 資 料 目 次

### ◆報告事項

報告第20号	山口県央部1市4町合併協議会委員の欠員について	1
報告第21号	平成17年度山口県央部1市4町合併協議会予算流用及び予備費充用 報告について	2
報告第22号	事務事業の一元化について	4
報告第23号	即時施行及び暫定施行の条例について	7
報告第24号	行政組織及び機構について	8
報告第25号	新市における公共施設の名称について	15
報告第26号	山口県央部1市4町合併協議会の廃止について	16

### ◆付属資料

事務事業一元化調整関連資料	資料1
即時施行及び暫定施行の条例について	資料2
行政組織及び機構図	資料3
新市における公共施設の名称について	資料4

報告第20号

山口県央部1市4町合併協議会委員の欠員について

山口県央部1市4町合併協議会委員の欠員について、下記のとおり報告する。

平成17年8月25日提出

山口県央部1市4町合併協議会  
会長 合志栄一

記

◆欠員となる委員

職名	委員区分	職又は選出市町	氏名
委員	1号委員 (助役)	山口市	渡辺純忠

報告第21号

平成17年度山口県中部1市4町合併協議会予算流用及び予備費充用報告

平成17年度山口県中部1市4町合併協議会の歳出予算の流用及び予備費の充用を行ったので、別紙のとおり報告する。

平成17年8月25日提出

山口県中部1市4町合併協議会  
会長 合志栄一

平成17年度 山口県央部1市4町合併協議会予算流用及び予備費充用報告書

(単位：千円)

予 算 区 分				流用前 予算額	流用額	流用後 予算額
款	項	目	節			
1 総務費	1 総務管理費	1 会議運営費	1 報酬	565	62	627
			9 旅費	137	15	152
			13 委託料	96	25	121
		2 事務局運営費	7 賃金	901	△ 303	598
			11 需用費	1,102	398	1,500
			12 役務費	348	94	442
			使用料及び 14 賃借料	2,261	645	2,906
18 備品購入費	30	△ 30	0			
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費	11 需用費	8,102	△ 932	7,170
			12 役務費	32	216	248
			13 委託料	2,939	△ 1,490	1,449
			負担金補助及 19 び交付金	0	1,800	1,800
3 予備費	1 予備費	1 予備費		500	△ 500	0

事務事業の一元化について

事務事業の一元化について、別紙（資料1）のとおり調整したので報告する。

平成17年8月25日提出

山口県中部1市4町合併協議会  
会長 合志栄一

事務事業の一元化調整(具体化したもの、変更を生じたもの)一覧

No.	協 定 項 目		事 務 事 業 名	調 整 内 容			資料 1 頁	
				具 体 化 し た も の	実 施 時 期 に 変 更 が 生 じ る も の	調 整 案 に 変 更 が 生 じ る も の		
1	8	地方税の取扱い		個人市町民税			○	1
2	〃	〃		固定資産税		○		3
3	14	一部事務組合等の取扱い		土地開発公社	○			4
4	〃	〃		山口県自治会館管理組合			○	8
5	〃	〃		山口県市町村職員退職手当組合			○	〃
6	〃	〃		山口県市町村消防団補償等組合			○	〃
7	〃	〃		山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合			○	〃
8	〃	〃		山口県市町村公平委員会			○	〃
9	15	使用料・手数料等の取扱い		道路占用料			○	10
10	〃	〃		斎場・火葬場の使用料	○			12
11	〃	〃		公営墓地の使用料	○		○	14
12	17	補助金・交付金等の取扱い		前納報奨金制度	○			15
13	22-3	各種事務事業の取扱い	広報広聴関係	広報紙	○			16
14	22-4	〃	消防防災事業	消防団員の定数、任期、定年、組織、人員	○			17
15	22-5	〃	高齢者福祉事業	寝具洗濯乾燥消毒サービス	○	○		20
16	〃	〃	〃	生きがい活動支援通所事業	○		○	21
17	〃	〃	〃	緊急通報体制等整備	○		○	22
18	〃	〃	〃	はり・きゅう施術費助成	○	○		23
19	〃	〃	〃	公共交通利用優遇事業	○			24
20	22-6	〃	障害者福祉事業	(重度)心身障害児(者)福祉手当	○			25
21	22-7	〃	児童福祉事業	児童クラブ	○	○		26

No.	協 定 項 目			事 務 事 業 名	調 整 内 容			資 料 1 頁
					具 体 化 し た も の	実 施 時 期 に 変 更 の も の	調 整 案 に 変 更 の も の	
22	〃	〃	〃	保育料	○	○		28
23	〃	〃	〃	民間保育所への運営費補助	○	○		31
24	22-9	〃	保健・医療事業	成人健康診査	○	○		32
25	22-10	〃	生活環境事業	廃棄物処理手数料・指定ごみ袋	○		○	33
26	17	補助金・交付金等の取扱い		資源ごみ回収事業報奨金	○	○		38
27	22-11	各種事務事業の取扱い	農林水産事業	農業金融事業	○			39
28	〃	〃	〃	土地改良事業（補助金・分担金）	○			40
29	22-12	〃	商工・観光事業	企業誘致事業	○			43
30	22-16	〃	水道事業	水道料金の算定・収納	○		○	45
31	15	使用料・手数料等の取扱い		公立幼稚園の授業料・入園料	○			47
32	17	補助金・交付金等の取扱い		私立幼稚園助成（就園奨励費補助）	○	○		48
33	22-18	各種事務事業の取扱い	社会教育事業	図書館の管理運営・移動図書館の状況			○	49
34	22-20	〃	その他事業	交通災害共済事業			○	51
35	22-19	〃	コミュニティ施策	防犯灯設置等補助金		○		52
36	—	市議会関係	—	市議会会議の開催	—	—	—	53
37	—	〃	—	委員会の状況	—	—	—	54
38	—	〃	—	予算・決算の審査	—	—	—	55

報告第23号

即時施行及び暫定施行の条例について

即時施行及び暫定施行の条例について、別紙（資料2）のとおり報告する。

平成17年8月25日提出

山口県中部1市4町合併協議会  
会長 合志栄一

行政組織及び機構について

新市の行政組織及び機構について、別紙（資料3）のとおり報告する。

平成17年8月25日提出

山口県中部1市4町合併協議会  
会長 合志栄一

## 新市の組織機構のポイント

### 1 「合併協定項目 13」 行政組織及び機構の取扱いについての確認事項

第1回山口県央部1市4町合併協議会（平成16年9月11日）にて確認

新市における組織・機構の取扱いについては、「新市における組織・機構の基本方針」に基づき整備するものとする。

〈新市における組織・機構の基本方針〉

#### 1. 総括方針

- (1) 住民サービスが低下しないよう十分配慮し、利用しやすい組織・機構
- (2) 住民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (3) 指揮命令系統及び責任の所在が明確で、効率的な組織・機構
- (4) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (5) 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織・機構

#### 2. 具体的な整備方針

- (1) 山口市役所、小郡町役場、秋穂町役場、阿知須町役場、徳地町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置し、庁舎は現有庁舎を有効活用する。
- (2) 本庁は、市全体に係る政策、施策の総合的な調整、管理事務等を掌理する。
- (3) 総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁の掌理事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関として位置づけるとともに、地域振興の拠点として、新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を目指す。
- (4) 支所、出張所及び出先機関は、基本的に現行のまま存続させる。
- (5) 行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合することとする。  
なお、業務の特殊性や地域性など独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。
- (6) 組織・機構については、新市において行政改革大綱を策定し、行政システムの整備、職務効率の向上に努め、組織のスリム化を図っていくものとする。

## 2 「新市の組織機構整備方針（合併協議会確認済）」への対応状況

新市の組織機構整備方針		対応する組織機構
項目及び内容	具体化の方向	
<p>① 住民サービスが低下しないよう十分配慮し、利用しやすい組織・機構</p> <p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市域全体で均等なサービスが提供できるよう配慮する。また、縦割り行政の弊害を是正し、関連業務の統合・一元化を図ることなどにより、住民の利便性やサービスの向上に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当分の間は、現市役所、町役場を総合支所とし、住民サービスを総合的に提供する総合行政機関として位置付ける。</li> <li>当分の間は、現在の支所及び出張所は存続する。</li> <li>各総合支所において、窓口業務をはじめ、地域に密着した「住民自治の振興」「保健・福祉の増進」「生涯学習の推進」等の施策を実施できる体制とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現市役所を山口総合支所、4町の現役場を「小郡総合支所」、「秋穂総合支所」、「阿知須総合支所」、「徳地総合支所」とし、総合支所内に本庁各部局の機能に対応した各課及び必要な分室を設置する。</li> <li>現在の支所（5箇所）及び出張所（13箇所）として存続する。</li> <li>小郡、秋穂、阿知須、徳地の総合支所に住民自治を振興する「総務課」、保健・福祉の施策を推進する「健康福祉課」を設置する。また、生涯学習の推進については、本庁の教育委員会事務局と教育委員会事務局支所（山口、小郡、秋穂、阿知須、徳地）を設置する。</li> </ul>
<p>② 住民の声を適正に反映することができる組織・機構</p> <p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の自治活動の振興を図るなど住民生活に密着した部門の充実を図る。</li> <li>行政情報の積極的な公開、広報広聴機能の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合支所に「地域振興」の専任組織を設置して、地域の要望に的確に対応するとともに、住民自治活動を促進する。</li> <li>「行政改革推進」を図るための専任組織を設置するとともに、本庁の広報広聴の専任組織と総合支所間の機能の充実を図り、住民の声を適正に反映できる仕組みを強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁に市域全体の地域振興の総合調整機能を所掌する総合政策部に「企画経営課」、また小郡、秋穂、阿知須、徳地の総合支所に「総務課」を設置する。</li> <li>行政改革推進のため、本庁総務部に「行革推進課」を設置する。また、広報広聴・情報政策推進機能を強化するため、「広報広聴課」「情報管理課」を設置し充実を図る。</li> </ul>
<p>③ 指揮命令系統及び責任の所在が明確で、効率的な組織・機構</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合支所に部長職の所長を置き、地域施策等に関する事務については専決権を付与す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁を7部制とし、部内の課等及び総合支所との調整を図るため、各部に政策</li> </ul>

<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 迅速な事務処理と意思決定を図ることができる組織を整備する。</li> <li>・ 管理部門を本庁に統合する。</li> </ul>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁の機能である市全体に係る政策、施策の総合的な調整、管理事務等の遂行にあたり、その機能を実効的、効率的に運用するために、実務にのった環境の中で事務処理を行う。</li> </ul>	<p>管理室を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事・組織、予算・財政、行政委員会、議会事務局等を本庁に集約する。</li> <li>・ 山口総合支所において、本庁に集約できる事務以外のものについては、これを兼務し、処理する。（新市発足当時は、事務所の位置を現山口市役所に置く。（確認事項：協定項目4「新市の事務所の位置」より））</li> </ul>
<p>④ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の進捗管理や総合調整を行う機能の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各総合支所において、各地域の事業の進捗管理を行い、さらに、本庁において、事業ごとの統括管理を図るとともに総合調整を行うことにより、円滑に事業が遂行できるよう対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新市建設計画に掲げる地域ごとの事業については、各総合支所の「総務課」が進捗管理等を行い（ただし、山口総合支所においては本庁企画経営課において行う。）、本庁の各部局の監理室及び総合政策部において、総括管理、総合調整を行う。</li> </ul>
<p>⑤ 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織・機構</p> <p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の専門化を図る。</li> <li>・ 権限移譲に的確に対応する組織を整備する。</li> <li>・ 住民の意見を反映した行政運営を進める。</li> <li>・ 将来を見据えた行財政改革への対応を図る。</li> <li>・ 職員の意識改革を図り、政策形成能力の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併によるスケールメリットを活かし、専任職員等の適正配置に努める。</li> <li>・ 専門的に地方分権や権限移譲を扱う「行政改革推進」の専任組織を設置する。</li> <li>・ 「広報広聴」と連携して住民のニーズに速やかに対応できる体制を構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁総務部内に「<u>行革推進課</u>」を設置して、合併後の組織機能の状況、権限移譲の状況、新市建設計画の実施状況、事務事業の統合調整状況等を踏まえ、段階的な見直しを図る。</li> <li>・ 職員の意識改革及び実務に即応した政策形成能力の創出に努めるため、積極的に1市4町の職員間の人事交流を図る人事体制の構築をする。</li> </ul>

### 3 本庁と総合支所の関係

【本庁と総合支所の組織の関係（市長部局概要）】

本 庁		総 合 支 所				
		山口 (本庁所掌事務 兼務有り。)	小 郡	秋 穂	阿 知 須	徳 地
監理課						
各部	政策管理室					
総務部	職員課 行革推進課 情報管理課	総務課 財務管理課 課税課 収納課	総務課 " 税務課 "	総務課 " 税務課 "	総務課 " 税務課 "	総務課 " 税務課 "
総合政策部	企画経営課 文化振興課 財政課 広報広聴課 秘書課	(企画経営課) (文化振興課)	総務課 "	総務課 "	総務課 "	総務課 "
市民部		地域生活課 人権推進課 市民課 出張所	総務課 市民課 "	総務課 市民課 " 支所	総務課 市民課 " 支所	総務課 市民課 " 支所

環境部		環境保全課 環境施設課 清掃事務所 下水道管理課 下水道建設課	環境衛生課 経済課 環境衛生課 下水道課 〃	市民課 経済課 市民課 建設課 〃	市民課 経済課 市民課 建設課 〃	市民課 経済課 市民課 建設課 〃
健康福祉部		社会課 児童家庭課 健康増進課 高齢障害課 介護保険課 保険年金課	健康福祉課 〃 〃 〃 高齢生活課 〃 市民課	健康福祉課 〃 〃 〃 健康福祉課 市民課	健康福祉課 〃 〃 〃 健康福祉課 市民課	健康福祉課 〃 〃 〃 健康福祉課 市民課
経済部		観光課 商工振興課 農業振興課 農業整備課 林務水産課	経済課 〃 〃 〃 〃	経済課 〃 〃 〃 〃	経済課 〃 〃 〃 〃	経済課 〃 〃 〃 〃
都市整備部		都市計画課 土木課 法定外公共物課 建築課 開発指導課 区画整理課	建設課 〃 〃 〃 〃 都市開発課	建設課 〃 〃 〃 〃	建設課 〃 〃 〃 〃	建設課 〃 〃 〃 〃
	出納室		出納室分室	出納室分室	出納室分室	出納室分室

#### 4 総合支所長の権限

- (1) 総合支所業務の統括管理
- (2) 総合支所職員の人事管理
- (3) 所管財産の維持管理及び使用許可等
- (4) 所管区域に係る危機管理、災害対策等の非常体制の決定
- (5) 所管区域に係る地域振興の予算の執行計画及び執行
- (6) 総合支所に属する委員会の委員の推薦

- (7) (仮称) まちづくり審議会の運営
- (8) 市民生活関連の業務処理
- (9) 地域の特性ある産業・事業・イベント等の育成振興

新市における公共施設の名称について

新市における公共施設の名称について、別紙（資料4）のとおり報告する。

平成17年8月25日提出

山口県中部1市4町合併協議会  
会長 合志栄一

山口県央部1市4町合併協議会の廃止について

山口県央部1市4町合併協議会の廃止について下記のとおり報告する。

平成17年8月25日提出

山口県央部1市4町合併協議会  
会長 合志栄一

記

平成17年10月1日から、山口市、吉敷郡小郡町、同郡秋穂町、同郡阿知須町及び佐波郡徳地町を廃し、その区域をもって新たに「山口市」を設置することに伴い、山口県央部1市4町合併協議会は平成17年9月30日をもって廃止するものとする。